

千環保第45号
平成25年8月23日

会員各位

一般社団法人 千葉県環境保全協議会
会長 小川 満
(公印省略)

千葉県循環社会形成推進功労者等の表彰について

拝啓

残暑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、千葉県は毎年、産業廃棄物排出事業所において、廃棄物処理法第21条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があった方に対して、感謝状の贈呈を行っております。

当会会員が対象になる表彰は以下のとおりです。

- ・産業廃棄物関係功労者（産業廃棄物排出事業者の部 個人）
- ・循環型社会形成推進功労者（個人・事業所）

つきましては、裏面の表彰区分と基準等をご参照の上、候補者をご推薦いただき、協議会ホームページ（千葉県環境保全協議会で検索）より取扱要領、各様式をダウンロードし必要な事項を記入の上、事務局宛にお送りください。

なお、候補者が多数の場合は、推薦理由等を勘案し、選考いたしますので予め、ご了承願います。

敬具

☆ 申し込み期限

平成25年9月13日（金）までに事務局宛、ご送付ください。

送付先 及び お問い合わせ 〒260-0854 千葉市中央区長洲1-15-7
一般社団法人 千葉県環境保全協議会
事務局 TEL/FAX 043-224-5827
E-mail kanhokyo@io.ocn.ne.jp

表彰の基準

【産業廃棄物関係功労者表彰（産業廃棄物排出事業者の部）】

産業廃棄物排出事業場において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

表彰の種類	選考基準※	提出書類
千葉県知事感謝状	従事年数20年以上で 過去に部長感謝状を受賞していること 年齢50歳以上	審査票 様式1の1 (表題の知事か部長に○)
環境生活部長感謝状	従事年数15年以上 年齢45歳以上	

※基準年度は、平成25年4月1日とする。

【循環型社会形成推進功労者表彰（産業廃棄物排出事業者の部）】

廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の推進に向けた活動に継続的に取り組み、循環型社会の形成促進に向けた功績が大きいと認められる個人・団体及び特に貢献の認められる事業所

表彰の種類	選考基準※	提出書類
個人（県知事感謝状）	従事年数概ね10年以上 年齢60歳以上	審査票 様式1の1
		推薦調書 様式1
個人（環境生活部長感謝状）	従事年数概ね7年以上 年齢55歳以上	審査票 様式1の1
		推薦調書 様式1
事業所	審査票のみ	審査票 様式1の2
		推薦調書 様式2

※基準年度は、平成25年4月1日とする。